

1 開 会

- 会長の宣言により開会。

2 委員等の紹介

- 事務局（総務部参事）から委員を紹介。

3 議題

議題（1）ふるさと中央区応援寄附の概要について

- 資料 1、資料 2 及び資料 3 について、事務局（総務部参事）から説明。

議題（2）令和 7 年度支援金実績報告について

- 資料 4 及び資料 5 - 1 から 5 - 2 1 について、事務局（総務部参事）から説明。

（主な意見等）

- ・ 例年、支援金の繰り越しが発生していた一般社団法人地域防災支援協会について実績報告がなされた。
- ・ 団体によって活発な団体もあればそうではない団体もあるものの、全体的には順調に活動しているという印象である。

（承認）

議題（3）対象団体の認定について

- 資料 6 及び資料 7 - 1 から資料 7 - 3 について、事務局（総務部参事）から一括して説明を行い、審査し、対象団体の認定の適否について採決。

- 資料 7 - 1、公益社団法人民際センター

（主な意見等）

- ・ 資料の内容を確認し、団体所在地が区内にあり、活動内容も明確であるため、認定することに特段の問題はない。

（採決）

- ・ 当該団体を支援金交付対象団体として認定することと決定。

- 資料 7 - 2、公益財団法人教育支援グローバル基金

（主な意見等）

- ・ 主たる拠点が渋谷区にあり、中央区との関わりが「中央区内の協賛企業の社屋を使用して奨学金の面接を行っている」という点に留まっている。
- ・ 単に協賛企業の所在地であることや、一時的な会場利用のみを「区内での活動拠点

」として認めてしまうと、同様のケースが際限なく認定せざるを得なくなる懸念がある。

- ・活動範囲が広域な自治体との関係や、今後の前例としての影響を考慮し、中央区における活動実態の「拠点性」については慎重に判断すべきである。
- ・過去に区外の団体を認定した事例としては早稲田大学があるが、日本橋にキャンパスがあり、社会人向けにセミナーやプログラムを通年実施しており活動拠点が区内に存在している。それらと比較しても、今回のケースは区との関わりが限定的。
- ・当該団体の教育支援活動自体は高く評価できるものであり、寄附を募ること自体は否定されるものではない。
- ・今後、継続的な活動拠点の構築など、区との関わりを深める内容が事業計画に盛り込まれるならば改めて申請されることが望ましい。

(採決)

- ・当該団体を支援金交付対象団体として認定しないことと決定。

○ 資料 7-3、公益社団法人日本図書館協会

(主な意見等)

- ・資料の内容を確認し、団体所在地が区内にあり、活動内容も明確であるため、認定することに特段の問題はない。

(採決)

- ・当該団体を支援金交付対象団体として認定することと決定。

議題(4) 今後のスケジュールについて

○ 資料 8 について事務局(総務部参事)から説明。

(主な意見等)

- ・特になし

議題(5) その他

○ 事務局(総務部参事)から、認定団体側からの申し出による「辞退」や「寄附実績がない場合の認定取り消し」に関する基準(例えば、3年間実績がない場合に認定取り消し等)を検討している点について説明。

(主な意見等)

- ・団体に対してはあらかじめ明文化した内容を示しておく必要がある。
- ・寄附者への配慮として、寄附直後に認定が取り消されるなどのトラブル(返金騒動等)を避けるため、年度をまたぐスパンでの計画的な実施が不可欠である。

4 閉会

- 会長が閉会を宣言し、散会。